

長岡市国民健康保険は医療機関等の窓口で支払う一部負担金を免除します

東日本大震災により被災された方の医療機関の窓口で支払う一部負担金を、申請により免除します。下記の【免除の要件】に該当される方が対象となります。

【免除の要件】

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う帰還困難区域及び上位所得層^(※1)を除く旧避難指示区域等^(※2)の住民で、震災発生後、長岡市に転入され長岡市国民健康保険に加入した方

(※1) 世帯に属する国民健康保険の加入者の所得を合算した額が600万円を超える世帯のこと。

(※2) 平成25年度以前に指定が解除された(a)旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む)、平成26年度に指定が解除された(b)旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点)、平成27年度に指定が解除された(c)旧避難指示解除準備区域(楡葉町の一部)、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された(d)旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等(双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部)の区域のこと。

【免除の期間】

免除期間	
免除開始	免除終了
指示のあった日以降 又は 長岡市国保加入日から	令和9年2月28日まで

【免除の対象となる費用】

対象となるもの ^(※3)	・医科、歯科、調剤の外来及び入院に係る一部負担金 ・保険外併用療養費・特別療養費(食事療養・生活療養に係る部分を除く)及び訪問看護療養費の一部負担金相当額
対象とならないもの	・療養費(柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術及び治療用補装具等)に係る一部負担金相当額 ・入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額 ・医療保険が適用にならない差額ベッド代、病衣代など

(※3) 「一部負担金等免除証明書」を医療機関等の窓口に提示することで免除が受けられます。

免除証明書を提示できなかった場合は、提示できなかったことがやむを得ないと認められるとき以外は、免除の対象外となります。

【免除証明書の申請手続】

(新規交付) 手続き場所…アオーレ長岡(東棟)1階 健康保険・年金窓口
必要なもの…免除要件の事実を確認できる証明書類
マイナ保険証または資格確認書

※ 免除期間が延長された場合、既に免除証明書をお持ちの方の新たな申請は不要です。

担当：長岡市福祉保健部国保年金課国保給付担当
電話：0258-39-2006(直通)
問合：平日8:30～17:15